

子ども・子育て 支援新制度

パブリックコメント

についてご意見をお聞かせください

■内 容

平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準について、条例で規定する必要があります。このため、同制度の施行にあたって必要な施設や事業を認可する際の基準(案)について市民の皆さんからご意見をお聞きするものです。

■意見を提出できる人 市内在住の人、市内に勤務・通学している人、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体

■募集期間 **7月1日(火)～7月22日(火)**

■案および資料の閲覧・意見書の入手方法

福祉課、各支所地域振興課地域福祉室の窓口のほか、市ホームページ(「パブリックコメント」で検索)でも閲覧・ダウンロードできます。

■意見の提出方法 意見書(所定の様式)に住所、氏名、電話番号、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

①持参 福祉課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室

②郵送 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市福祉課 子育て支援室 あて

③ファクシミリ 53-3840

④電子メール hoiku@city.murakami.lg.jp

■その他 お寄せいただいた個人情報、他の目的には使用いたしません。また、個別回答は行いません。

●問い合わせ 福祉課子育て支援室 ☎53-2111(内線241)



「空き家」の活用を考えてみませんか

空き家バンク登録物件募集中です

空き家を生かし、市外からの移住者やUターンなどによる転入者のための住まい紹介としてはじまった「空き家バンク」も少しずつ認知され、成約件数も9件となりました。



企画政策室 中村



昨年のふるさと回帰フェアの様子

今年9月には、東京で開催される全国的な移住者向けのイベント「ふるさと回帰フェア」に参加し、首都圏の人に「むらかみ暮らし」を大きくセールスするための準備を進めています。

現在、ご案内できる空き家物件が不足しています。「まだ使えるけど、ウチの空き家をどうしようか」と思案されている人は、どうかお気軽にお電話ください。

なお、空き家の登録は、売却することが条件となります。

●問い合わせ 政策推進課企画政策室

☎53-2111(内線533)